

別紙

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

冤罪は、有罪とされた者及び家族等の人生に多大な影響を及ぼし国による取り返しのつかない最大の人権侵害であるといえる。

冤罪の発生を防ぐことは勿論、不幸にして冤罪が発生した場合は人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。再審手続きに定める刑事訴訟法第4編（再審法）は、戦後の法改正から取り残された結果、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され再審手続きを具体的に定めた規定は19条しかなく、きわめてお粗末な状態にあり審理の適正さが担保されず公平性をも損なわれている。冤罪被害者を迅速に救済するため再審手続きに関する法の不備は速やかに是正する必要がある。

よって、国におかれては刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く求める。

記

1. 捜査機関の手元にある証拠品の開示ができる仕組みを法律に明文化するよう求める。
2. 再審決定に対する検察官の不服申し立てにより、再審が長期化となることを禁止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
法務大臣	平口 洋	殿
衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿